

# 環境活動レポート 2019年度

[対象期間 2019年4月～2020年3月]



発行日 2020年6月22日

株式会社 長船回漕店

# 環境経営方針

## [基本理念]

当社は兵庫県淡路島・最南端の南あわじ市に位置し、播磨灘・鳴門海峡・紀伊水道に面しています。当地は豊かな自然環境に恵まれ、農業・漁業・酪農業が盛んで、海の幸・山の幸ともに四季折々の食材の宝庫でもあります。

株式会社長船回漕店は昭和28年（1953年）に海運業として創立し、海運業の経験と実績を生かし、現在では陸上を中心とした運送業者として活動しています。

地球温暖化が進むなかで、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、自然環境を大切にしながら法規制を順守し、持続可能な社会の発展を目指し、全社をあげて環境負荷の低減に努めます。

## 基本方針

1. 環境関連法規制や当社が同意するその他の要求事項を順守します。
2. 環境目標を定めて定期的に見直しを行い、継続的改善及び汚染の予防に努めます。
3. 具体的な取り組みとして次のことを推進します。
  - 1) 二酸化炭素排出量の削減
    - ・事業所で使用する電力及び車両用燃料（軽油）の削減
  - 2) 廃棄物排出量の削減
    - ・事業所排出可燃ごみの削減
  - 3) 節水に取り組むことによる水使用量の削減（総排水量の削減）
  - 4) 化学物質の削減として、洗車用洗剤の使用量の削減
  - 5) グリーン商品の購入推進
  - 6) 職場環境向上の為に3S活動（整理・整頓・清掃）の実施
  - 7) 製品・サービスに係わる環境配慮として、市民ごみサービスステーションの後清掃に努めます。
4. 環境方針は社内に掲示し当社で働く又は当社のために働く全ての人に方針内容を周知すると共に外部へも公表します。

制定日

2011年12月26日

株式会社 長船回漕店  
代表取締役 長船 亘祐

長  
船

## ■ 事業の概要

### (1) 事業者及び代表者氏名

株式会社 長船回漕店  
代表取締役 長船 亘祐

### (2) 所在地及び事業規模 総従業員数：23名 総床面積（事務所スペース）：209.1m<sup>2</sup>

・本社（本社機能） 従業員数：15名 床面積：52.8m<sup>2</sup>  
〒656-0501 兵庫県南あわじ市福良甲135-39  
(株) トクヤマ 福良サービスステーション内  
(但し、登記簿上の本社は  
〒656-0502 兵庫県南あわじ市福良乙64-1)

・小松島事業所 従業員数：2名 床面積：92.3m<sup>2</sup>  
〒773-0001 徳島県小松島市小松島町新港50  
(株) トクヤマ 徳島サービスステーション内

・松茂事業所 従業員数：6名 床面積：64.0m<sup>2</sup>  
〒771-0213 徳島県板野郡松茂町豊久開拓500-3  
(株) トクヤマ 松茂サービスステーション内

### (3) 環境管理責任者氏名及び担当者氏名

環境管理責任者：田中 有里  
EA21事務局：田中 有里  
連絡先 TEL：0799-52-0025  
FAX：0799-52-1375

### (4) 事業内容

- ・(株) トクヤマ・セメントサービスステーションの維持管理  
(セメント資材の受入、同資材の保管管理、場内設備維持管理、同セメントの運送)
- ・一般貨物自動車運送事業（瓦、タイル用粘土、濾過砂）
- ・土木資材販売（地盤改良材・セメント系固化剤、通常セメント）
- ・産業廃棄物（陶磁器くず、廃プラ、木くず）の収集運搬
- ・一般廃棄物（南あわじ市の家庭用ごみ、事業系ごみ）の収集運搬

### (5) 設立年月日

昭和63年（1988年）9月1日

### (6) 認証・登録の範囲

対象組織：本社、小松島事業所、松茂事業所  
対象活動：セメントサービスステーションの維持管理、一般貨物自動車運送、  
土木資材販売、一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業

### (7) 認証登録の摘要範囲外事業所

倉敷事業所・三原事業所  
\*他社との共有スペースによる事務所の為、環境目標を決めても  
使用量の把握が出来ない。

### (8) 取組期間年度

4月1日～翌年3月31日

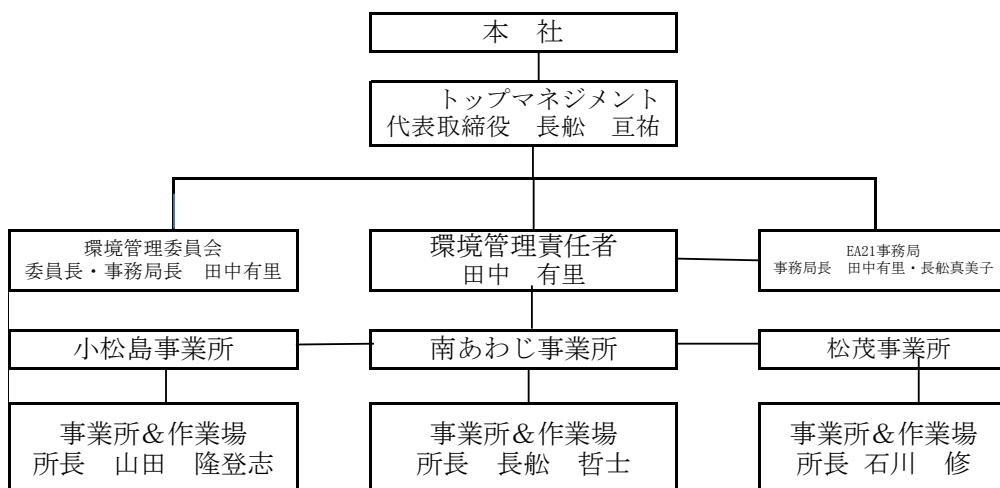
(9) 事業の規模

事業の内訳	2019年度実績
一般貨物輸送量	249,157t
産業廃棄物収集運搬量	497t
一般廃棄物収集運搬量	3,862t
土木資材販売業	402t
資本金	1,000万円
売上高	24,858万円
従業員数(役員含む)	37名

(10) 保有車両

貨物輸送車両	台数
15tダンプ	2台
12tダンプ	1台
8tユニック	1台
7tユニック	1台
4tユニック	1台
4t平ボディ車	1台
14t粉粒体運搬車	1台
13t粉粒体運搬車	1台
12t粉粒体運搬車	7台
コンクリートミキサー車	9台
産業廃棄物収集運搬車両	台数
9tダンプ	1台
一般廃棄物収集運搬車両	台数
2t塵芥車	4台
2tダンプ	2台
2t平ボディ車	1台
軽清掃ダンプ	1台

(11) 組織図



(12) 許可の内容

◎事業の範囲及び許可番号

[一般貨物自動車運送事業]

・事業者番号：近運貨二第153号

[一般廃棄物収集運搬業許可]

・南あわじ市許可番号：南あ廃収運第2-13号

許可の有効期限：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

[産業廃棄物収集運搬業許可]

事業計画の概要											
都道府県 及び 政令都市	積 替 え 保 管 の 有 無	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の範囲（取扱い廃棄物の種類）							
				汚 泥	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	紙 く ず	木 く ず	繊 維 く ず	金 属 く ず	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	が れ き 類
兵庫県	無	02809021884	R2.8.6 R7.8.5		○				○	○	○

(13) 一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬実績（2019年度）

廃棄物の種類	収集運搬量（トン）
一般廃棄物（南あわじ市家庭用ごみ・事業系ごみ）	3,862t
産業廃棄物（以下内訳）	482t
汚泥	—
廃プラスチック類	9t
紙くず	—
木くず	—
繊維くず	—
金属くず	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	473t
がれきくず	—

## ■ 2017年度～ 2019年度の環境負荷の実績

これまで3年間の環境負荷の実績は下記である。

※年度：4月～翌年3月

項 目		2017年度	2018年度	2019年度
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	588,500	558,305	575,915
廃棄物 (事務所排出可燃ごみ)	kg	50	52	48.2
水使用量	m <sup>3</sup>	294	272	359

\* 二酸化炭素の排出係数は、0.355kg-CO<sub>2</sub>/kWh (関西電力) を使用した。

なお、本社 (南あわじ市・兵庫県) は関西電力の圏内で、小松島・松茂 (徳島県) は四国電力の圏内である。

## ■ 2019年度の環境目標と実績 (2019年4月～2020年3月)

1年間の環境目標と実績、評価は次のとおりである。

項目	年度	2018年度	2019年度		達成状況	評 価
		実績 (基準年)	目標(基準年から2%の削減)	実績	目標/実績 (%)	○ : 100%以上 × : 100%未満
(1) 二酸化炭素排出量の削減 (電力・軽油)	kg-CO <sub>2</sub>	558,305	547,139	575,915	95.0%	×
(2) 電力の使用量の削減	kWh	144,064	141,183	146,471	96.3%	×
(3) 自動車燃料(軽油)の削減	ℓ	180,975	177,348	199,638	88.8%	×
(4) 廃棄物 (事務所排出可燃ごみ) の削減	kg	51.6	50.5	48.2	104.7%	○
(5) 水使用量の削減	m <sup>3</sup>	272	264	359	73.5%	×
(6) 化学物質 (洗車用洗剤) 使用量の削減	ℓ	13.90	13.57	13.26	102.0%	○
(7) 職場環境の改善 (3S活動)	回 (実施回数)	138回/年 (1回/週×4回/月×3事業所×11.5か月)、ここ数年間、この目標回数を固定する。		138	100% (実績/目標)	○
(8) サービスに係る環境配慮活動 (市民ごみ回収ステーションの後清掃・南あわじ事業所)	回 (実施回数)	48回/年 (1回/週×4回/月×1事業所×12か月)、ここ数年間、この目標回数を固定する。		48	100% (実績/目標)	○

評価：燃料・水については車両の増車に伴い、どうしても増加傾向にある。

## ■ 環境活動への取組内容と実績

対象期間・2019年度：2019年4月～2020年3月

1年間の環境目標を達成するために掲げた「環境活動計画」の内容と、その評価は下記である。次年度も継続する。

環境目標項目	環境活動計画の内容	○印は実施			
		①南あわじ事業所	②小松島事業所	③松茂事業所	
(1) 二酸化炭素排出量の削減	1) 電力の削減	①事務所・照明の不要時の消灯	○	○	○
		②事務所・パソコンの不要時の停止	○	○	○
		③事務所・エアコン・夏場28℃の管理	○	○	○
		④事務所・エアコン・冬場22℃の管理	○	○	○
		⑤現場・照明の不要時の消灯	○	○	○
		⑥効率のよい作業の実施	○	○	○
		⑦最新型エアコンへの切り替えの志向	長船亘祐、中長期計画		
	2) 自動車燃料(軽油)の削減	①アイドリングストップ	○	—	○
		②ふんわりスタート、ふんわりストップ	○	—	○
		③早めのシフトアップ	○	—	○
		④エンジンブレーキの適正使用	○	—	○
		⑤排気ブレーキの適正使用	○	—	○
		⑥タイヤ空気圧の適正化	○	—	○
		⑦低燃費車への切り替えの志向	長船亘祐、中長期計画		
(2) 廃棄物(事務所排出可燃ごみ)排出量の削減	①使い捨ての物の使用を避ける。	○	○	○	
	②詰め替えができる物を購入する。	○	○	○	
	③コピー用紙の裏紙使用の徹底。	○	○	○	
(3) 水使用量の削減	①洗車時に水を流しっぱなしにしない。	○	—	○	
	②流し台使用時に水を流しっぱなしにしない。	○	○	○	
	③節水ステッカーを掲示する。	○	○	○	
(4) 化学物質使用量の削減	①洗車用洗剤を薄めて使用する。	○	—	○	
	②洗車用洗剤をつけすぎない。	○	—	○	
	③ブラシで広く洗う。	○	—	○	
(5) グリーン商品の購入推進	①事務用品はできるだけエコ商品を購入する。	○	○	○	
	②詰め替え可能な商品を積極的に使用する。 (事務用品は本社で一括購入)	○	○	○	
(6) 職場環境の改善(3S活動)	①使った物は元の位置へ必ず戻す。	○	○	○	
	②室内及び構内の整理・整頓。	○	○	○	
	③室内及び構内の清掃。	○	○	○	
(7) サービスに係わる環境配慮活動(市民ごみステーションの後清掃)	①ごみの取りこぼしや、取り忘れをなくす。	○	—	—	
	②ごみステーションの廻りも含め清掃する。	○	—	—	

## ■ 今後の環境目標

今後の3年間の環境目標は次のとおりである。

年度毎の環境目標 環境目標項目		事業所での取組○印			基準年度	中長期の目標			
		事業所	南あわじ	小松島事業所	松茂事業所	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
						<100%>	<98%>	<96%>	<94%>
(1) 二酸化炭素排出量の削減（電力・軽油 ガソリン・灯油）	kg-CO <sub>2</sub>	○	○	○	575,915	564,397	552,878	541,360	
(2) 電力の使用量削減	kWh	○	○	○	146,471	143,542	140,612	137,682	
(3) 自動車燃料（軽油）の使用量削減	ℓ	○	—	○	199,638	195,645	191,652	187,660	
(4) 廃棄物（事務所排出可燃ごみ）の削減	kg	○	○	○	48.2	47.2	46.3	45.3	
(5) 水使用量の削減	m <sup>3</sup>	○	○	○	359	352	345	337	
(6) 化学物質（洗車用洗剤）使用量の削減	ℓ	○	—	○	13.26	12.99	12.73	12.46	
(7) 職場環境の改善（3S活動）	実施回数	○	○	○	各事業所48回/年	各事業所48回/年	各事業所48回/年	各事業所48回/年	
(8) サービスに係る環境配慮活動（市民ごみ回収ステーションの後清掃）	実施回数	○	—	—	48回/年	48回/年	48回/年	48回/年	



## ■ 環境関連法規制の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無

環境関連法規制及び条例	適用を受ける内容	評価
道路運送車両法	・自動車による大気汚染や騒音を防止するため、自動車の登録の要件としての構造等の保安基準や、不正改造を禁止する	○
自動車NOx・PM法	・特定自動車排出基準・環境省で、車両重量区分ごとに「窒素酸化物排出基準」と「粒子状物質排出基準」を定めること	○
下水道法 (南あわじ事業所、松茂事業所)	・特定事業場でない事業場からの下水で、公共下水道を妨げる下水を流してはならない	○
浄化槽法 (小松島事業所)	・浄化槽を設置し又は構造や規模の変更をするとき、都道府県知事及び特定行政庁に届出なければならない	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正処置 ・廃棄物の再生利用と減量化/国地方公共団体への協力義務 ・収集運搬の基準及びマニフェスト管理	○
消防法	・消火器の適正検査の実施 ・危険物は指定数量の1/5未満にて管理	○
家電リサイクル法	・特定家庭用機器を廃棄物として排出する事業者及び消費者は運搬する者に適切に引き渡し料金を払う	○
兵庫県条例 (南あわじ事業所)	・事業者は、事業を行うに当たって、これに伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処置その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全する必要な措置を講ずるとともに、事業所の緑化、ゴミの散乱防止に必要な措置を講じる	○
徳島県環境基本条例 (小松島事業所・松茂事業所)	・公害防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護すると共に生活環境を保全することを目的とする	○

環境関連法規制等の順守状況の評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。過去3年間にわたって苦情を含め、違反や訴訟はありませんでした。

また、関係当局よりも違反等の指摘はありませんでした。

## ■ 代表者による全体の評価と見直しの結果

[取組状況の評価結果]

### ① 法的要求事項の順守状況

法規制およびその他の要求一覧表をもとに順守を評価した結果、違法性は発生していないので次年度も違法性のない取組を行う事。

### ② 是正及び予防処置の状況

[目標の達成度]

水使用量の達成は大きいので手を洗うこと一つにしる、節水の心がけを行い、洗車の際も必要最小限に抑えて行うこと。

[経営システムの各要素]

全体的に目標達成すれば業績も伸びたと思えるが、目標達成する事が業績アップに繋がらないので、何年間も基準目標にしてきた数値を変更する事を検討して次年度より基準値は前年度実績を設定して取り組むこと。

## ■ 次回、環境活動レポートの発行時期

2021年6月発行予定

## ■ EA21・取組活動状況(写真)



節水への取り組み



洗車時に於ける洗車用洗剤の削減活動



洗車時に於ける節水の取り組み



E A 2 1 活動状況掲示板



環境教育（松茂事業所）



環境教育（南あわじ事業所）